

# 賃貸借契約書

賃借人 安来市（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）と  
納入業者（以下「丙」という。）とは、（以下「物件」という。）の賃  
貸借について、次のとおり契約を締結する。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の  
規定に基づき長期継続契約とする。

## （賃貸物件）

第1条 乙は、別表記載の物件を甲に賃貸し、甲はこれを賃借する。

2 丙は、物件の納入業者として別表記載の設置場所に物件を設置するものとする。

## （賃貸借期間）

第2条 物件の賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

## （賃借料）

第3条 物件の賃借料は、月額 円（内消費税及び地方消費税額 円）  
とする。

2 乙は、当該月分の賃借料を当該月の翌月に甲に対して請求するものとする。

3 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払うも  
のとする。

## （物件の瑕疵）

第4条 物件に、隠れた瑕疵があったときは、乙及び丙は甲に対し責任を負うも  
のとする。

## （所有権の表示）

第5条 物件の所有権は、契約期間中を通じて乙に帰属する。乙は、物件に乙の  
所有物である旨を表示することができる。

## （物件の維持）

第6条 甲は、物件のその用途に従い、善良な管理者の注意をもって使用するも  
のとする。

## （行為の制限）

第7条 甲は、物件及び権利を他人に譲渡、又は第三者に使用させ、もしくは担  
保に提供し、乙の所有権を侵害する行為を一切してはならない。

2 甲は、物件の一部を除去し、または取り替えたり、もしくは改造したり、物  
件に他の機械器具、装置等を取り付ける必要が生じたときは、書面をもって事  
前に乙に協議するものとする。

## （契約の解除）

第8条 甲、乙又は丙が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除するこ  
とができるものとする。

（1）この契約に定める義務に違反したとき

（2）契約締結日の翌年度以降において、賃借料の歳出予算額の全部もしくは  
一部が減額されたとき

（3）別記「暴力団等の排除に係る特記事項」第1に定める事実があったとき

2 甲、乙又は丙が、この契約を解除しようとするときは、書面により契約を解  
除しようとする日の1か月前までに相手方に通知するものとする。

3 契約の解除に伴う損害賠償または賃借料の精算等は、甲乙及び丙協議のうえ決定するものとする。ただし、第1項第2号による損害賠償または賃借料の精算の額は、納期未到来の賃借料（期間が1月に満たない部分は、日割り計算により算出する。）の総額を限度として、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、第1項第3号に該当する場合には、解除により乙に損害があっても、甲はその損害賠償の責を負わない。

（契約期間終了時の処理）

第9条 第2条により、この契約が終了したときは、乙は甲に物件を無償譲渡するものとする。

（契約費用の負担）

第10条 この契約の締結に係る費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第11条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第12条 この契約に定めのない事項及び、この契約に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

上記契約を証するため、契約書3通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 安来市安来町878番地2  
安来市  
安来市長 田中武夫

乙

丙

別表

### 対象物件の表示

物品名及び数量	設置場所

## 長期継続契約における契約について（留意点）

今回の案件は、地方自治法施行令第234条の3の規定に基づく長期継続契約となります。契約にあたって、次のことを了解のうえ、参加ください。

### ○契約の解除について

長期継続契約は、債務負担行為のように次年度以降の支出を義務化するものではないため、次年度以降に予算の減額又は削除があった場合は、契約の変更又は解除することになります。この場合において、納期未到来の賃借料の総額（残債）を限度として精算について協議に入ることになります。

### ○契約の締結について

契約の締結にあたり、約款中に次の規定が入ります。

賃借人 安来市（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）と納入業者（以下「丙」という。）とは、（以下「物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づき長期継続契約とする。

（中略）

（契約の解除）

第8条 甲、乙又は丙が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

（1）この契約に定める義務に違反したとき

（2）契約締結日の翌年度以降において、賃借料の歳出予算額の全部もしくは一部が減額されたとき

2 甲、乙又は丙が、この契約を解除しようとするときは、書面により契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに相手方に通知するものとする。

3 契約の解除に伴う損害賠償または賃借料の精算等は、甲乙及び丙協議のうえ決定するものとする。ただし、第1項第2号による損害賠償又は賃借料の精算の額は、納期未到来の賃借料（期間が1月に満たない部分は、日割り計算により算出する。）の総額を限度として、甲乙協議のうえ決定するものとする。